

# 開発にあたっての埋蔵文化財包蔵地の確認

何らかの土地開発行為をする場合（住宅建設、土木工事など）、その土地に埋蔵文化財（遺跡）があるときは、「文化財保護法」に基づいて事前届けを出さなければなりません。

まず、遺跡の有無を確認する必要がありますので、速やかに市の教育委員会文化スポーツ課あてにご連絡くださるようお願いいたします。

常陸大宮市教育委員会事務局

文化スポーツ課 文化振興G

（本庁3階西側）

Tel :0295-52-1111(代表)

Fax:0295-53-6502

